

国保税の計算例

【例1】 世帯主（42歳）、配偶者（41歳）、子2人（12歳、9歳）の場合

世帯主の給与収入400万円（給与所得276万円）
配偶者および子2人の収入無し

医療分

- ・所得割額 (2,760,000円 - 430,000円) × 10.22% = 238,126円
- ・均等割額 4人 × 25,900円 = 103,600円
- ・平等割額 一世帯当たり = 21,500円

① 238,126円 + 103,600円 + 21,500円 = 363,200円
※100円未満切捨て

後期高齢者
支援金分

- ・所得割額 (2,760,000円 - 430,000円) × 3.16% = 73,628円
- ・均等割額 4人 × 9,000円 = 36,000円
- ・平等割額 一世帯当たり = 7,000円

② 73,628円 + 36,000円 + 7,000円 = 116,600円
※100円未満切捨て

介護分

- ・所得割額 (2,760,000円 - 430,000円) × 2.81% = 65,473円
- ・均等割額 2人 × 8,400円 = 16,800円
- ・平等割額 一世帯当たり = 6,000円

③ 65,473円 + 16,800円 + 6,000円 = 88,200円
※100円未満切捨て

子ども分

- ・所得割額 (2,760,000円 - 430,000円) × 0.32% = 7,456円
- ・均等割額 2人 × 1,000円 = 2,000円
- ・18歳以上均等割額 2人 × 100円 = 200円
- ・平等割額 一世帯当たり = 600円

④ 7,456円 + 2,000円 + 200円 + 600円 = 10,200円
※100円未満切捨て

年間保険税額 ① + ② + ③ + ④ = **578,200円**

【例2】 単身世帯 世帯主（35歳）の場合

世帯主の給与収入350万円（給与所得237万円）

医療分

- ・所得割額 (2,370,000円 - 430,000円) × 10.22% = 198,268円
- ・均等割額 1人 × 25,900円 = 25,900円
- ・平等割額 一世帯当たり = 21,500円

① 198,268円 + 25,900円 + 21,500円 = 245,600円
※100円未満切捨て

後期高齢者
支援金分

- ・所得割額 (2,370,000円 - 430,000円) × 3.16% = 61,304円
- ・均等割額 1人 × 9,000円 = 9,000円
- ・平等割額 一世帯当たり = 7,000円

② 61,304円 + 9,000円 + 7,000円 = 77,300円
※100円未満切捨て

介護分 40歳未満のため無し

子ども分

- ・所得割額 (2,370,000円 - 430,000円) × 0.32% = 6,208円
- ・均等割額 1人 × 1,000円 = 1,000円
- ・18歳以上均等割額 1人 × 100円 = 100円
- ・平等割額 一世帯当たり = 600円

③ 6,208円 + 1,000円 + 100円 + 600円 = 7,900円
※100円未満切捨て

年間保険税額 ① + ② + ③ = **330,800円**

【例3】 世帯主（30歳）、配偶者（30歳）、子1人（3歳）の場合

世帯主の給与収入250万円（給与所得167万円）

配偶者および子1人の収入無し

医療分

- ・所得割額 $(1,670,000円 - 430,000円) \times 10.22\% = 126,728円$
- ・均等割額 $2人 \times 25,900円 = 51,800円$
- $1人 \times 25,900円 \times 50.00\% = 12,950円$ （未就学児）
- ・平等割額 一世帯当たり = 21,500円

① $126,728円 + 51,800円 + 12,950円 + 21,500円 = \underline{212,900円}$
※100円未満切捨て

後期高齢者
支援金分

- ・所得割額 $(1,670,000円 - 430,000円) \times 3.16\% = 39,184円$
- ・均等割額 $2人 \times 9,000円 = 18,000円$
- $1人 \times 9,000円 \times 50.00\% = 4,500円$ （未就学児）
- ・平等割額 一世帯当たり = 7,000円

② $39,184円 + 18,000円 + 4,500円 + 7,000円 = \underline{68,600円}$
※100円未満切捨て

介護分 40歳未満のため無し

子ども分

- ・所得割額 $(1,670,000円 - 430,000円) \times 0.32\% = 3,968円$
- ・均等割額 $2人 \times 1,000円 = 2,000円$
- ・18歳以上均等割額 $2人 \times 100円 = 200円$
- ・平等割額 一世帯当たり = 600円

③ $3,968円 + 2,000円 + 200円 + 600円 = \underline{6,700円}$
※100円未満切捨て

※未就学児に対しては、国保税の均等割額が5割軽減されます。

年間保険税額 ① + ② + ③ = 288,200円

【例4】 世帯主（67歳）、配偶者（66歳）の場合

世帯主の年金収入110万円（年金雑所得0円）

配偶者の収入無し

医療分

- ・所得割額 無し
- ・均等割額 $2人 \times 25,900円 \times 30.00\% = 15,540円$
- ・平等割額 一世帯当たり $21,500円 \times 30.00\% = 6,450円$

① $15,540円 + 6,450円 = \underline{21,900円}$
※100円未満切捨て

後期高齢者
支援金分

- ・所得割額 無し
- ・均等割額 $2人 \times 9,000円 \times 30.00\% = 5,400円$
- ・平等割額 一世帯当たり $7,000円 \times 30.00\% = 2,100円$

② $5,400円 + 2,100円 = \underline{7,500円}$
※100円未満切捨て

介護分 65歳以上のため無し

子ども分

- ・所得割額 無し
- ・均等割額 $2人 \times 1,000円 \times 30.00\% = 600円$
- ・18歳以上均等割額 $2人 \times 100円 = 200円$
- ・平等割額 一世帯当たり $600円 \times 30.00\% = 180円$

③ $600円 + 200円 + 180円 = \underline{900円}$
※100円未満切捨て

※一定所得以下の世帯に対しては、国保税の均等割額、平等割額が世帯の所得に応じて、7割、5割、2割軽減されます。この例4の世帯については、7割軽減が適用されます。

年間保険税額 ① + ② + ③ = 29,400円